

取 扱 基 準

名 称	新潟市民謡連盟補助金
補助区分	運営費補助 ■ 事業費補助 □
補助金の概要	民謡の健全な発展・普及に努め、これを市民レクリエーション並びに観光の一助となすことにより、本市の繁栄と市民の健康福祉の増進に寄与する、同連盟に対する補助金。
目 標	数値化 □ 非数値化 ■
	本市の郷土芸能として各種イベント等に参加し、普及及び宣伝活動を実施する。また、講習会や研修会を行い、後継者の育成を図る。 <small><目標が数値でない場合の評価方法></small> 実績報告書や本市の各種イベント等での活動実績などを総合的に判断し評価する。
補助事業者	新潟市民謡連盟
補助対象経費の内容	講習・研修会・勉強会・民謡だより作成費等
補助額及びその算定方法又は補助率	180千円 実行補助率は実際の申請により決定するため未定 <small><補助額が5万円未満、又は補助率(実行補助率を含む)が1/2を超える場合の理由></small>
開始時期	令和5年4月1日
評価の時期	令和7年9月30日
終 期	令和8年3月31日
	(終期が3年を超える場合の理由)
補助事業者による情報の公表	[内容] 新潟市の補助事業であることを記載する。
	[媒体] 総会資料、民謡だより
担当部署	観光・国際交流部 観光政策課 電 話 025-226-2608 e-mail kanko@city.niigata.lg.jp